

Title	大工頭中井家文書(十一)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (XI)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.2 (1972. 1) ,p.73(209)- 86(222)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720100-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大工頭中井家文書

(七)

中井信彦

高橋正彦

〔二五三〕 後藤庄三郎光次書狀① (折紙)

猶々、大引物着申由、扱々目出度存候、殊ニ其元大雨
ふりて川入早々相着候由たゝ事ニて無御座候、其通

御前ニ具ニ可申上候、是ハ便宜候間早々申入候、くれ

ゝ先々爰元へ少し逗留ニて御下候て被得御意候ハ、

御ためよく候ハんと存候、以上

猶々、小四郎儀ハ其弟助三郎と申者、我等所ニ右申候

故如此申入候、□悪事致候由神そゝ我等不致候間其

御心得可被成候、以上

次飛脚ニて御状拝見申候、大引物大仏へ着申由目出度存

候、然ハ小四郎儀萬はやく致候由此方へハ左様之沙汰ゆ

めゝ不致候、殊ニ糸や四郎兵衛と申者少も我等不存者

「中井家文書」

ニ候、萬々公儀之よき様ニ可被仰付候、少もひいきへん

ハノ儀ハ御ませ被成ましく候、将又(か脱カ) 禁中様御普請之儀

も何も御年寄衆より被仰遣候、伊賀殿より萬奉行を被仰

付候へ由被成 御錠候、江戸様よりハ目付一両人も可参

候、奉行ニてハ御座有間敷候、将又築地ひやうニ成申か

ね候、下々ノ取沙汰ハ大名衆も直ニ御普請被成候ハ、多

ハ物入申ましく候へ共其元之手ま引(カ) (以下脱)

〔註〕① 本文書第二紙目を欠くため、差出者に疑問が残るが、

他二通の後藤光次の書狀と一括して保存されていることゝ、

書風が極めてそれと類似しているので光次のもものとしておき
たい。

〔二五四〕 楫新右書狀①

以上

急度申候、盃前(カ)まで大坂ニ相詰候大工衆早々可相越候、

御作事今少不相究候間由断ましく候、恐々謹言

七月十七日

楫新右

(花押)

大和法隆寺

大工中

〔註〕① 差出者楫新右とあるが、いかなる人か不明である、後考をまつ。

〔二五五〕 鈴木遠江書状（切紙）

猶々、大さしつニかき付致候、萬事くわしく儀八角太
参候時具可申入候、以上 此文御城ニてかき申候所
早々申候^(カ)

両度之御書中拝見申候、然者二条二ノ丸おくの御座之間
御このみ之間さしつ致□□さしつニてしれかね申候間大
さしつ致候、委細者角太参候時可申入候、恐惶謹言

七月九日 長（花押）

〔二五六〕 中井正清書状案

尚々過分之御材木ニ御座候間自然滞義も可有御座かと
存拙者も大坂へ罷下嶋田越前殿久貝因幡守殿得御意申
候、御材木ニ申候ハ、少々遅速ハ可有御座候共大形相
調可申様ニ御座候間御心易可被思召候以上

乍恐申上候

一 院御所御作事去年被仰付候御材木滞義無御座何も上着
仕当月初より大工も式千余罷出申候、

一中宮様御指図先月御究被成被下御殿之御様子なとも相
替り惣御家数多御座候付最前大積り仕候御材木之外ニ過
分ニ追材木入申候、院御所御指図も去年極月初ニ御究被

成伝奏衆より被下候両御殿之御足材木萬大小木高五万本
余入申候、御急之御用ニ御座候処紛存之儘ニ御材木無御
座迷惑仕候、乍去御殿立申候義者遅御座候共立具以下御

内作り之道具にて先調申候、御材木ニ而如何様ニも仕
御作事手つかへ不申候様ニと奉存候、左様ニ御座候者御
材木も相調可申候間御殿立申候所々前後御座候共御作事

者随分当年中ニ致出来候様ニ可仕と奉存候

一 当月廿七日吉日ニ而御座候間御柱立仕候様ニと伝

奏衆より被仰下候ニ付未いつれの御殿も建申候様ニ出来
不仕候へ共先御柱之立初可仕と奉存候、具ニ御作事奉行
衆より可被仰上候間不能詳候、恐惶謹言

中井大和守

二月十八日

雅楽頭様

讃岐守様

丹後守様

伊賀守様

大炊頭様

主計頭様

信濃守様

右衛門大夫様

幡摩守様

〔二五七〕 松平定綱書状 (折紙)

被入御念御飛札悦之至候、昨晚も御尋過分存候、然者
伏見ニ而御渡候、御門之請取申事、則兩人申付遣候、其
御意得可被成候、委細自是可申入候条不能具候、恐々謹
言

八月朔日

松越中

定綱 (花押)

〔中井家文書〕

中井大和様
御報

〔二五八〕 宮崎重成書状

出水通神明町大工徳兵衛事、中井主水相尋候儀有之御申
候処主水方江不参候旨不屈ニ候、早々参口上之通可承之
候、大工宿之町より主水処江江召連可参者也

九月廿五日

若狭○

(黒印、印文「重成」)

出水通神明丁

町中

(包紙ウツ書)

〔寛文十一亥年九月矢倉久右衛門組下之大工徳兵衛と
申者呼申町不参候ニ付、則宮崎若狭殿へ申候而折紙申
請町へ遣候而町之者召連参候、拙子聞届之处重而不届
者ニ付則籠舎申付候也〕

〔註〕① 宮崎重成は京都町奉行であつた。

〔二五九〕 土井利勝他二名連署書状 (折紙)

以上

去廿一日両通之御状令披見候

(二二二)

七五

一廿一日吉辰ニ付而御殿主棟上被仕垂木之板返被打申之由尤之儀候、御櫓多門者何も下葺被仕寒氣之時分候之間瓦葺被相待之由蒙仰候趣具達上聞候

一御殿主并御矢倉共しふんの事承候、銅瓦之所者銅ニて仕又瓦葺之御殿者不残瓦ニてしふん被申付尤候

一御殿主并 御殿共之儀蒙仰候瓦ニて常より大ニちとならせ候て被申付可然候、恐々謹言

十一月廿九日

(永井) 永信濃 尚政 (花押)

(井上) 井主計 正就 (花押)

(土井) 土大炊 利勝 (花押)

小堀遠江守殿

中井大和殿

〔二六〇〕 滝川豊前守書状^①

(ウツ書)

中井大和様

御報

滝豊前守

以上

御状拜見仕候仍伏見御矢蔵へい為御普請衆こほち申付而日用ニ申付候処大工衆食仕候火焼夫被仰付候由、日用各下奉行衆へ御侘言被仰候様ニと申付而拙者も先日申入候我等事 相国様御代迄御普請奉行被仰付候へ共御普請衆も古様之夫出候事ハ無御座候、然共何も御下奉行衆へ御書中之通可申渡候、定而為奉行衆越中殿へ之御理も成間敷と存候、何之道ニも相調候様ニ仕度候、委細久右衛門殿へ申入候、久右如御存汲湯入申故むさと仕たる躰ニて在之故御見廻も不申入失本意候付も以参可申入候、恐惶謹言

十月廿九日

忠 (花押)

〔註〕^① 差出者に疑問が残るが元和年間使番であつた滝川豊前守(名乗不詳)であろう。

〔二六一〕 大橋親勝・天野長信連署書状 (折紙)

一書申入候、仍中宮様御用にて仕上候大工新左衛門勘定未相極候間唯今御取籠ニ而候共、帳共御穿鑿候而可給候

近日御勘定を極候間扱申入候、恐々謹言

三月一七日

天野豊前守
長信(花押)

大橋越後守
親勝(花押)

中井大和様

〔註〕① 差出者の大橋、天野、共に女院(東福門院)附であつた。

〔二六二〕 村越直成書状

上 猶々、甚暑ニ候得とも御無事御座候由、珍重存候、以

去月廿七日之御札令被見候、被仰越候之通、暑氣甚鋪候得共、弥御無事之由珍重存候、随而茶碗二ツ被掛芳意忝存候、猶期後音之時候、恐々謹言

七月十四日

村越伊豫守
直成(花押)

中井主水様
御報

〔註〕① 直成は寛文元年十二月廿八日に従五位下伊豫守に叙任

「中井家文書」

されているから本文書はその後のものである。

〔二六三〕 浅井四与兵衛書状(折紙)

以上

貴札致拜見候、然者下総守領分大工役儀之事被仰下候、惣別下総守領内何ニ而も少も役儀申付候事無御座候、弥其段可申付候如御意いまた不罷上候、当年も又可被罷上候様ニ被申越候間御紙面之通可申聞候、恐惶謹言

浅井四与兵衛

二月十九日

政(花押)

中五郎助様

尊報

〔註〕① 名乗りよめず、或いは守政カ。

〔二六四〕 中井藤十郎書状

(ウツ書)

中少介殿

まいる 人御中

同 藤十

〆

(一一三)

七七

猶々同□在所帰度者御遣存候、態大儀なから此方人な
く候間頼存候、以上

先刻者早々御帰候、在所へ之人御遣可有候哉、庄八方申
遣候へ八人遣無之候間、貴殿之□敷存候様ニと返事申、
左候ハ、御状あそはし候て成とも被遣可下候、但書候て
一□先御状其方次第二候、最前御状遊候、下候へと申上
候未参候間扱申上候、恐々謹言

正月二日 (花押)

〔註〕① 差出者の中井藤十郎はや、疑問も残るが中井正清の
弟、正好(主馬、法名皎玄 元和六年七月三日歿す)である
う。

〔二六五〕 板倉重宗書状 (切紙)

一 鶉 五

一 鮭 壹尺

一 味噌 一重二色

一 蜜柑 五十

右之通越申候、今朝之料理ニ可被申付候、追付参可申述

候、以上

極月六日

(切封ウツ書)

「 中井大和殿

参

板周防

〔二六六〕 川澄彦左衛門書状 (折紙)

一筆啓上仕候、先以後者良久御疎遠罷過候、時節暖気
相成候処益御勇健被為遊御座珍重之御儀奉存候、然者来
ル六月十八日先祖年廻忌御座候、依之鹿抹成茶一箱入御
高覽申上候、乍憚御受納被成下候ハ、忝可奉存候、先者
右得貴意奉申上度以愚札如斯御座候、恐惶謹言

四月八日

川澄彦左衛門
常 (花押)

中井主水様

〔二六七〕 中井正清書状

猶々、此中者昼夜なく木柳二柳家の作り様以下をそら
(ママ) ①

にてあんし出、返答申事候 乍去十の物八ツ九ツまで
ハ申わけらち明申候間可御心安候、頓而上り申て委可
申入候、一日も無油断万事をさしおき勘定方物のつも
りなどの事仕ならひ候やうニ可被存候、少も油断にて
ハ沙汰のかきりたるへく候、上り候て我等内証の勘定
あつらへ可申候間其心得可有候、以上

一書申入候、其許無事候哉、拙者息災罷有候、仍二幅之
物求馬殿頼候て申入候て申入候得共いまた何共返事無之
候、此中者先年 禁中御作事勘定之義共御吟味候て御尋
二候、久敷事ニて失念申其上数多事候へ共大形ハらち明
申候、迷惑千万推量之外候、乍去我等先々無之日比念を
入申付置候故大形済申存候間御氣遣有ましく候、其許ニ
てかたくおんみつ可有候、拙者勘定所へもまつく御出
候て様子よく見ならひ仕ならひ候様ニ可然候中く其方な
とのやうに不御無用ニて 公儀なる御事ニてハ無之候為
其申入候、一命をすて候と存知仕ならひ可被申候、頓而
首尾能相仕廻上り候て可入申候、恐々謹言

十一月十五日 中井大和
正(花押)

「中井家文書」

中井長三郎殿 (正信)
まいる

〔註〕① 木柳、二柳、とよんだが、意味不明のため後考をまつ、
二柳は土柳ともよめる。

〔二六八〕 板倉重宗書状(切紙)

来ル六日朝貴宅へ可参候間、可被致料理候、相伴ハ誰ニ
ても不苦候、将又 禁中と新院御所之間土壁之所へ今四
ツ時分、棟梁越前参候様ニ可被申付候、越前隙入候ハ、
子ニても和泉ニても不苦候、以上

極月二日
(切封ウツ書)

右

「中井大和殿

板周防」

〔二六九〕 久世広之書状

猶々、土岐十左、笥新兵被罷下候而、貴殿諸事被精出
御用相調被申候段具ニ被申聞候以上

去五日之書状令披見候、先以御当地弥御静謐ニ候間可被

(二一五)

七九

御心安候、然者 新院御所当月四日御移徒御殿御造作結構出来 御喜色ニ被思召候由再三之仰出候趣、小出越州^ノ申来候、五日巳之上刻 禁裏御殿御上棟ニ而両日共ニ天氣迄能相濟申候由誠以目出度御事共ニ候、右之段達上聽候処ニ御機嫌之御事ニ候、其方儀諸事被入念候由承及令満足候、不及申上候へとも来年御作事之義猶以可被精出候、猶期後音之時候、恐々謹言

十一月十一日 久大和守 広之(花押)

中井主水殿 御返報

〔二七〇〕 中井主水正正知書状

猶以、忠ト孝ト敬ト是ヲ行住座臥ニ無失念様ニ尤候、御城代ヲ 上様と心中ニ被存候而相勉可被申候、其方ニ被仰付候御役義ヲ大切ニ仕候事、其身ノ忠ニテ候、以上

先日勝右衛門参候時分示給令披見候其許何も御無異之由悦入候、就中泡盛一瓶送給祝着候、爰許何も無事、彦仙

方にも無別条候可易旁意候

一小笠原佐渡守殿御時服如例之御拝領被成候哉之事申給

候、六月末か七月始か如例之御拝領被成御悦申上候、

一御手前無恙被相勤候由承候而満足申候、今程者町奉行

衆も三人ニ而候へハ諸事一入無油断被出情尤ニ存候、

一板倉周防守殿ニ我等儀者六歳之時より相勤申処十三之

年より十五歳ニ成候迄毎日之様ニ御志かり被成、うつけ

に成候とて誰そ外様之人被参候時ハ御しかり被成候ニ付

何とも難勤罷出申事成申間敷と申候へ者、老母被申候ハ

如何様ニ御意被成候とも相勤可申候、若シ不勤ニ仕候ハ

、勘当可致と被申候故無是非日々罷出候、然所二十五之

春被仰候ハ人間八十三四十五此間二人にも成申、又ハ

うつけにも成申候と信玄之被仰候、尤之事と被仰候而周

防守殿拙者ニ日々御しかり被成候ハ右之御心持にて候、

然所ニ神妙ニ相勤申と被仰候キ、如此事を存候へハ御手

前も当年来年肝要ニ候、心にて萬事了見被召候而諸事慎

可被申候、猶期後音候、恐々謹言

(元禄九年)

八月二日

中井主水正 正知(花押)

山村与介殿
御返事

〔二七一〕 六家家臣連署の尾州方材木目録

〔ウツ書〕
「おわりぢあらため材木かきぬき
これハ御やく
きの衆へ渡し
申候へなり」

尾州方ニ改置申御材木目録

一七三三拾六本（黒印） 末口物

内貳百六本（黒印） 御役儀衆へ渡申候

一三三四百七拾九本（黒印） 大小角物

内三百七拾壹本（黒印） 御役儀衆へ渡申候

一貳百拾八本（黒印） 平物

内拾九本（黒印） 御役儀衆へ渡申候

一四千九百貳拾九枚（黒印） 板子但御役儀衆へ渡申候

一三拾八本（黒印） かやの木

都合九千四百本

内五千五百貳拾五本（黒印） 御役儀衆へ渡申候

右之外千三百六拾五枚（黒印） 板子美濃之分
同人へ渡申候

〔中井家文書〕

右之御材木美濃かな山より川下在之、川なみ長嶋までニ
改置申者也、仍如件

慶長十七

子

九月十二日

小堀遠江守内

西川佐太夫（花押）

原田右衛門内

外岡九左衛門（花押）

寺西藤左衛門内

森長左衛門（花押）

志水甲斐守内

鑑田太兵衛（花押）

藤田民部内

恒河茂右衛門（花押）

中井大和守内

中西久右衛門（花押）

小堀遠江守様

中井大和守様

〔二七二〕 嶋田直時・久員正俊連署書状（折紙）

以上

昨日者御飛札披見申候、仍二条御作事之御材木壹本付之
目録御越候、当町材木屋共寄候てもくろみ京之材木屋ね
段ニ可致者候者可申付由申候へ共、ね段過分ニ違候間成

（二一七）

八一

間敷由申候間可有其御心得候、替御用候者可被仰越候、恐々謹言

九月三日

久貝忠左衛門尉

正俊(花押)

嶋田清左衛門尉

直時(花押)

中井大和様

〔二七三〕 加藤兵助泰茂・稻生五郎左衛門正照^①

連署書状(折紙)

一筆申入候、然者貴殿先年本所屋鋪被召上候、依之今度為替地又候、本所ニ而元屋鋪之坪数被下之候、常々御奉公能相勤候之故、御当地に不罷有候得共、右之通御屋鋪被下候間、此旨可申達由、今日御老中於御列座大久保加賀守殿被仰渡候、寔以有難儀候、地割奉行衆と申談、屋鋪請取追而様子可申入候、恐々謹言

(元禄元年) 十一月廿八日

(稻生) 稻五郎左衛門

正照(花押)

(加藤) 加兵助

泰茂(花押)

中井主水殿

〔註〕^① 加藤泰茂、稻生正照、共に作事奉行であつた。加藤は貞享二年八月十八日より元禄十一年十二月一日に至り、稻生は貞享四年十二月十五日より元禄二年五月三日に及ぶ。従つて本文書は両者が相並んで作事奉行であつた元禄元年のものである。

〔二七四〕 永井伊賀守書状案

先刻者入来之処早々御歸殿不申承候、御申置候通痛入存候、明日知恩院へ參詣可申候、天氣相悪敷候間早朝者見分も如何と存候、朝食過可參候間其御心得尤候、若明日も如此雨降候ハ、晩方參候事も可有之候、小降之分候ニてハ朝食過可參候、以上

十二月十六日

永伊賀守

中井主水殿

〔註〕^① 永井氏で伊賀守を称するもの、尚庸(京都所司代)と直敬があるが、これは前者であろう。

〔二七五〕 京都町奉行安藤次行・滝川具章連署

書状

覚

近江国中御料私領大工杣木挽高役之儀、從古來公儀御免許之事二候、然処近年給所方より夫役懸り候而迷惑之旨相聞候条向後右之分誰御料之格夫役其外相定候、御赦免之分者高役可被相除候、以上

巳

十二月十五日

駿河〇

山城〇

鳥居播磨守殿

稻垣安芸守殿

遠藤主膳正殿

板倉内匠頭殿

朽木和泉守殿

内藤凶書殿

西郷市正殿

高木善左衛門殿

〔中井家文書〕

竹中監物殿

横田甚右衛門殿

酒井主馬殿

梅田庄右衛門殿

美濃部八郎右衛門殿

右代官中

右順廻候而留り之方より

駿河守方江可被相返候、以上

〔懸紙ウツ書〕
廻状

〔二七六〕 江戸幕府老中奉書 写（折紙）

一筆令啓候、公方様益御勇健被成御座候間可被心安候、将又去十四・十五・十六日度々之御状令披見候、禁中被遊御移徒御作事応御気色候付而、十五日長橋御局奏者所迄被召出、（永井尚政）日向守、（永井直清）勅作之御薰并御太刀拝領之候、（水野忠貞）石見守、（五味豊直）備前守、（中坊時祐）美作守、（竹中）左京御太刀御巻物拝領忝被存之由尤之事情、示給之段達 上聞候、次中井大和儀為継目之御礼早々参府可仕之処 禁中御作事之御勘定相

（二一九）

八三

究候以後罷下可然哉与承候、来年御即位相濟右之御勘定
等隙明之上参候様ニ尤二候、恐々謹言

阿部豊後守

十一月廿六日

松平伊豆守

永井信濃守殿

酒井讚岐守

永井日向守殿

酒井雅楽頭

水野石見守殿

五味備前守殿

中坊美作守殿

竹中左京殿

〔二七七〕 江戸幕府老中奉書 写

五畿内并近江国中在所ニ大工田島高役之儀如前々被成
御赦免候、可被得其意候、恐惶謹言

阿豊後守

寛永十二亥
九月七日

松伊豆守

酒讚岐守

土大炊頭

小堀遠江殿

五味金右衛門殿

〔折紙ウラ〕
江戸御老中様御書之表写シ遣候間、若とこほる方在
之候者右之通り御理可被申候者也

十一月五日

中井五郎助

御在判

〔註〕① 本文書の本書は二一〇号に収めた。

② 五郎助は正清の弟、正純のことである。

〔二七八〕 中井主水書状 (切紙)

昨今如此申来候故、得其意候由返事致候、棟梁誰にても
御申付候て、明日右之刻限ニ御遣可有候、以上

十廿一

〔切封ウラ書〕
中源衛門殿

同主水

〔二七九〕 太田好寛書状

去十六日之御状令拝見候、弥御無異之旨珍重ニ存候、然
者今度 禁裏 院中御普請ニ付大銘木挽大分御用ニ付御

自分御支配六ヶ国之役木挽之分勿論其分ニ而者中々不足付無役之木挽共をも被召呼候処木挽頭申付候而も難渋仕登り不申もの多有之二付安藤駿州、中根摂州支配之所々江者右奉行中之触状被差越候由摂州之儀者我等支配之儀故觸状木挽頭吉田五郎兵衛ニ相渡可申候間則御自分江差出候、五郎兵衛書付被差越候御紙面之通委細令承知候、則觸状相認五郎兵衛ニ相渡申候、恐惶謹言

三月十九日

大田和泉守

好寛(花押)

中井主水様
御報

〔二八〇〕 院御所 覚書

覚

- 一 院御所対屋二階なしの事
- 一 御誥衆之部や十五間きり候事止候事
- 一 一日御台所ハ末相究候間待可申事
- 一 御家数御位御所と引合御位御所より院御所におくき御

〔中井家文書〕

家之分待可申事、其外ハ御指図之通出来次第立可申候、一 当之御殿之外西むきの御家小かへ天井はり付したし仕間敷事、

一 中宮様対之屋はり付かはめかの様子天野豊前殿大橋越後へ相尋可申事、

一 中宮様御台所御指図之こと立可申事、以上

〔註〕① 天野豊前守、大橋越後守、共に女院(東福門院和子)附であつた。秀忠の第五女和子が中宮になつたのは寛永元年十一月廿八日のことであるから、本文書はそれ以後、まもない頃のものであろう。

〔二八一〕 院御所御殿建立についての覚

覚

- 一 此度之院御所御殿之儀 御位御所御殿より少も大きにハ無用たるへき事
- 一 結構にいたし候事も 御位御所同前たるべし、但二条行幸之時の御殿共ハ其まゝもとのこと可相立事
- 一 末代までの事に候間、切くみ其外丈夫なる所ハ念を入

〔二二二〕

八五

〔二八二〕 院御所対の屋御殿建立の覚

覚

一 たいの屋の儀、殊外たかく御座候ニ付さけ候様に可被仰付之由御尤御座候、たいの屋せはく御座候者五尺ハかりの物置いかゝ可有之のよし被仰下候、大工に被仰付様子御覽可被成候、

一 御殿の儀大工指図ニて伺候間かつかう相違之儀御座候て不入所目にかゝり候所お見及候間可申上之旨奉得其意候、何様にも御両殿へ御相談可申候、